

基労保発 0603 第 1 号
平成 23 年 6 月 3 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
労 災 保 険 業 務 課 長

平成 23 年 6 月における年金たる保険給付及び石綿健康被害救済法に基づく
特別遺族年金の受給権者の定期報告に係る機械処理事務等について

東日本大震災（以下「震災」という。）による甚大な被害が生じていることに鑑み、震災に際し災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された市町村の区域（東京都を除く。）（以下「被災地域」という。）に平成 23 年 3 月 11 日において住所を有する受給権者について、その提出期限を 8 月 31 日まで延長する告示改正がなされ、平成 23 年 5 月 26 日付け基労管発 0526 第 1 号基労補発 0526 第 4 号基労保発 0526 第 2 号「東日本大震災の被災者に関する遺族（補償）年金等の定期報告の取扱いについて」（以下「通達」という。）により事務処理方針を示し、また通達記の 2 の（6）において機械処理事務等については別途通知するとしていたところであるが、年金たる保険給付及び特別遺族年金の受給権者（以下「受給権者」という。）の誕生月（遺族（補償）年金及び特別遺族年金にあつては死亡労働者の誕生月）が 1 月から 6 月までのいずれかの月に属する者を対象としている平成 23 年 6 月期の定期報告に係る機械処理事務等については、労災保険業務機械処理事務手引（年金・一時金編）、労災保険給付事務取扱手引によるほか、下記の事項に留意の上、遺漏のないよう配慮されたい。

記

1. 定期報告関係用紙の送付について

- (1) 定期報告関係用紙は、「定期報告関係用紙送付区分」（別添 1 記の 3）により、平成 23 年 5 月 20（金）（被災地域に住所を有する受給権者については 5 月 25 日（水））に当課から直接受給権者あて送付していること。

ただし、平成 23 年 2 月末日までに書面上の支給決定が行われていても、平成 23 年 4 月 4 日現在で支給決定の機械入力が行われていない受給権者

に対しては、当課からの定期報告関係用紙の送付はしていないので、別添 1「定期報告関係用紙送付要領」に留意の上、都道府県労働局に送付している定期報告関係用紙を用いて所轄労働基準監督署から受給権者あて定期報告関係用紙を送付すること。

- (2) 当課から受給権者あてに送付した定期報告関係用紙のうち、あて先が不明等により所轄労働基準監督署に返送されたものについては、当該労働基準監督署において情報検索等により住所、氏名等を確認するとともに、受給権者に連絡し確認の上、再送付すること。

なお、被災地域の定期報告書については、通達記の 2 に記載のとおり、返戻されたものを別途配布する電子データを活用し、労働基準監督署ごとにとりまとめ、6 月 30 日（木）までに当課年金業務係あて該当者を報告（報告後返戻されたものについてはその都度）すること。

また、平成 23 年 4 月 4 日現在において、所在不明による支払差止中の受給権者に対しては、当課からの定期報告関係用紙の送付はしていないので、平成 23 年 3 月に配信した「所在不明差止者リスト」に記載された受給権者のうち、所在が確認できた者については、定期報告書関係用紙を送付するとともに、所要の措置を講じること。

- (3) 予備の定期報告関係用紙は、平成 23 年 5 月 20 日（金）に、都道府県労働局に送付していること。

ただし、特別遺族年金の定期報告書については、予備の配付は行わないので、必要な場合は当課年金業務係あて連絡すること。

2 定期報告入力帳票（年金）の入力処理について

- (1) 定期報告入力帳票（年金）（特別遺族年金の定期報告入力帳票含む。以下、同じ。）の受付年月日は平成 23 年 5 月中に受け付けた場合であっても、平成 23 年 6 月 1 日以降の日付とすること。

なお、受付年月日を平成 23 年 5 月の日付として入力処理を行った場合には、前年度分として処理されることとなる。この場合、既に前年度分の定期報告入力帳票が入力されていればキャンセルされ、また、前年度分の定期報告入力帳票が入力されていなければ、注意を促すメッセージ（WN_00175：当年度受付分は A 6 月、B 10 月以降で入力してください。）が帳票入力画面下部のメッセージエリアに出力されることに留意すること。

- (2) 定期報告入力帳票（年金）の「②照会状コード」及び「③実行コード」の使用方法については、別添 2「定期報告入力帳票（年金）の「照会状コード」及び「実行コード」の使用方法について」を参照すること。

- (3) 定期報告入力帳票（年金）は、旧労災システムにより出力されたもの（帳票種別 39583）であるが、新労災システムにおいて読み取りが可能であり、帳票ダウンロードによっても同帳票を取得することが可能であること。

3 定期報告書の審査について

- (1) 定期報告書の審査・点検に当たって、特に住所・氏名及び生年月日については、提出された戸籍謄本・住民票又は診断書に記載されている生年月日等と定期報告書に印書されているものとが相違するにもかかわらず見落としとした事例が多く見受けられるので、突合・確認を必ず行うこと。

また、障害状態の変化や受給資格者数の減等について、記載内容に不審なものが見受けられるときは、労災医員等の意見聴取及び実地調査を行う等、所定の事務処理を行うこと（「労災保険給付事務取扱手引」142頁参照）。

審査の結果により相違を確認した場合は、次の処理を行うこと。

- ア 受給権者の住所・氏名等が定期報告書に印書されているものと相違していた場合は、その理由を調査の上、受給権者に対し「住所・氏名等変更届」（様式第19号）を速やかに提出するよう指導すること。

被災地域に平成23年3月11日において住所を有している者は一時的に居所を変更している場合（避難所で生活等）があるが、そのような場合には、当該届の提出を求めることなく、一時的にシステム上で住所情報を変更し、住所を変更（確定）した際に当該届けを提出するよう指導すること。

また、新たに外国居住者となった場合又は外国居住者が国外で住所・氏名等を変更していた場合は、「外国払入力帳票」（労災保険業務機械処理事務手引〔年金・一時金編〕Ⅱ-6-11頁参照）により、変更処理を行うこと。

- イ 受給権者の生年月日が定期報告書に印書されているものと相違していた場合、基本権取消事案（文書報告第3号）となる可能性が高いので、該当する場合は所定の事務処理を行うこと（労災保険業務機械処理事務手引〔年金・一時金編〕Ⅰ-8-1頁参照）。

- (2) 厚生年金等の受給関係については、本人の記入内容と個人ファイル、添付の改定通知書、「厚年情報照合リスト」、「厚年等未調整・厚年等年額未登記リスト」等を照合し、一致しない場合には所要の調査を行うこと。

特に、「厚年情報照合リスト」で、過誤払いの可能性の高い「種別年額誤り」、「種別誤り」と表示された事案に係る定期報告の内容については、重点的な確認を行うこと。

4 決議書破棄について

定期報告入力帳票（年金）で、受付年月日と厚年等情報を同時に入力した場合において、当該入力により出力された「年金変更決定決議書」が、未決議状態のまま支払期処理を経過したことによりシステム上のデータが破棄されることとなるが、この場合には、「決議書破棄リスト」を出力することとしているほか、定期報告入力帳票（年金）で入力した受付年月日は登記されるが、厚年等情報は破棄されるため、一度入力した定期報告入力帳票（年金）

を一旦取り消し、再度同様の処理を行うか、あるいは別途「変更帳票」を用いて職権による入力を行うこと。

なお、破棄された決議書は、毎月初めに出力する「データ登記未処理リスト」の対象外としていること。

5 定期報告に係る進行管理の徹底について

労働基準監督署においては、定期報告書等の受付、審査、決議決定等の事務処理の進捗状況について、管理者が把握、管理できる体制を整備し、的確な進行管理に努めること。

特に、定期報告書の未提出に関しては、配信要求により、「定期報告書未提出者リスト」を、配信要求を行った日の翌日（休日の場合は次の業務日）にコマンド配信するので、提出期限後の一定の期日においても定期報告がない者について、当該リストを配信要求し、進行管理に活用すること。

なお、被災地域に住所を有する受給権者の6月分定期報告書の提出期限を8月31日までに延長したが、9月以降は10月分定期報告書の処理との関係から、6月期の「定期報告書未提出者リスト」の配信要求、出力ができないこととなるため、別途当課より送付予定のリストを活用すること。

6 「定期報告書提出照会状」について

「定期報告書提出照会状」は、提出期限が延長された被災地域の受給権者の分も含め、受付入力が未済の受給権者分がすべてコマンド配信されるが、指定したページのみを印書することにより、提出期限の過ぎていない受給権者の分を出力しないことが可能であること。

なお、9月以降は、10月分定期報告書の処理との関係から、6月期の「定期報告書提出照会状」の配信要求、出力ができないこととなるため、当課より別途当課より送付予定の印書用データを用い、汎用プリンタから直接印書したものを送付すること。

7 その他

当課から受給権者（6月定期報告対象者のみ）あてに送付した定期報告関係用紙と併せて、労災年金受給権者には別添3、特別遺族年金受給権者には別添4のリーフレットを同封し、年金の手続きについて注意喚起していること。

また、国内の労災年金受給権者には、全国47か所に配置していた労災ケアサポートセンターが今年度より労災年金支援センターとして7か所に集中化されたこと等を周知するため、別添5のリーフレットを同封していること。

予備のリーフレットについては、5月20日（金）に都道府県労働局に送付しているので、管下の労働基準監督署へ1部ずつ配付すること。

定期報告関係用紙送付要領

定期報告関係用紙の送付に当たっては、定期報告を必要としない者と、定期報告書の提出の必要はあるが診断書の添付を要しない者がいるので、下記の事項に留意し送付すること。

記

1 定期報告を必要としない者の範囲

- (1) 平成23年3月1日以降定期報告書提出締切日（平成23年6月末日）までに支給決定が行われた者
- (2) 平成23年3月1日以降定期報告書提出締切日（平成23年6月末日）までに定期報告と同一の内容について所轄労働基準監督署長の職権による調査が行われた者

2 診断書の添付を要しない者の範囲

- (1) 障害（補償）年金の受給権者となっている者
- (2) 器質的障害又はじん肺（ただし、じん肺のエックス線写真像がじん肺法第4条の規定による第4型で大陰影の大きさが一側の肺野の二分の一を超える大きさのものに限る。）のみにより、障害の状態にある遺族（補償）年金の受給権者又は受給資格者
- (3) 55歳以上の妻又は支給事由発生時において60歳以上の夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹で、厚生労働省令で定める障害の状態にある遺族（補償）年金の受給権者又は受給資格者（労働者災害補償保険法第16条の2第1項第4号及び同法第16条の3第4項第2号参照）

なお、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、孫及び兄弟姉妹で、厚生労働省令で定める障害の状態にある遺族（補償）年金の受給権者又は受給資格者については、受給権者又は受給資格者に関わる年齢要件に該当しても、なお障害の状態についての経過を把握する必要があることから、診断書の添付を要する者として取り扱うこととする。

- (4) 支給事由発生時において55歳以上の夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹で、厚生労働省令で定める障害の状態にある特別遺族年金の受給権者または受給資格者（石綿健康被害救済法第60条第1項第2号）

なお、18歳に達する以後の最初の3月31日までの間にある子、孫及び兄弟姉妹で、厚生労働省令で定める障害の状態にある特別遺族年金の受給権者又は受給

資格者については、受給権者又は受給資格者に関わる年齢要件に該当しても、なお障害の状態についての経過を把握する必要があることから、診断書の添付を要する者として取り扱うこととする。

3 定期報告関係用紙送付区分

区 分	受給権者へ送付する定期報告関係用紙
傷 病 (じん肺)	1 年金たる保険給付の受給権者の定期報告書(様式第18号(3)) 2 「年金たる保険給付の受給権者の定期報告書」の提出について のお知らせ(傷病)(年金通知様式第6号) 3 診断書(じん肺用)・同続紙 (年金通知様式第2号の1・第2号の2) 4 療養(補償)給付たる療養の費用請求書 (様式第7号(1)又は第16号の5(1)) 5 返信用封筒(定期報告書提出用) 6 定期報告入力帳票(年金)
傷 病 (せき損)	1 年金たる保険給付の受給権者の定期報告書(様式第18号(3)) 2 「年金たる保険給付の受給権者の定期報告書」の提出について のお知らせ(傷病)(年金通知様式第6号) 3 診断書(せき随損傷用)(年金通知様式第3号) 4 療養(補償)給付たる療養の費用請求書 (様式第7号(1)又は第16号の5(1)) 5 返信用封筒(定期報告書提出用) 6 定期報告入力帳票(年金)

傷 病 (その他)	1 年金たる保険給付の受給権者の定期報告書 (様式第18号(3)) 2 「年金たる保険給付の受給権者の定期報告書」の提出についてのお知らせ (傷病) (年金通知様式第6号) 3 診断書 (じん肺・せき髄損傷以外用) (年金通知様式第4号) 4 療養 (補償) 給付たる療養の費用請求書 (様式第7号(1)又は第16号の5(1)) 5 返信用封筒 (定期報告書提出用) 6 定期報告入力帳票 (年金)
障 害	1 年金たる保険給付の受給権者の定期報告書 (様式第18号(1)) 2 「年金たる保険給付の受給権者の定期報告書」の提出についてのお知らせ (障害) (年金通知様式第6号) 3 返信用封筒 (定期報告書提出用) 4 定期報告入力帳票 (年金)
遺 族 (障害有)	1 年金たる保険給付の受給権者の定期報告書 (様式第18号(2)) 2 「年金たる保険給付の受給権者の定期報告書」の提出についてのお知らせ (遺族) (年金通知様式第6号) 3 障害の状態に関する診断書 (年金通知様式第7号) 4 療養 (補償) 給付たる療養の費用請求書 (様式第7号(1)又は第16号の5(1)) 5 返信用封筒 (定期報告書提出用) 6 定期報告入力帳票 (年金)
遺 族 (障害無)	1 年金たる保険給付の受給権者の定期報告書 (様式第18号(2)) 2 「年金たる保険給付の受給権者の定期報告書」の提出についてのお知らせ (遺族) (年金通知様式第6号) 3 返信用封筒 (定期報告書提出用) 4 定期報告入力帳票 (年金)

特別遺族 (障害有)	1 特別遺族年金の受給権者の定期報告書(様式第3号) 2 「特別遺族年金の受給権者の定期報告書」の提出について のお知らせ(年金通知様式第6号) 3 障害の状態に関する診断書 4 返信用封筒(定期報告書提出用) 5 定期報告入力帳票(年金)
特別遺族 (障害無)	1 特別遺族年金の受給権者の定期報告書(様式第3号) 2 「特別遺族年金の受給権者の定期報告書」の提出について のお知らせ(年金通知様式第6号) 3 返信用封筒(定期報告書提出用) 4 定期報告入力帳票(年金)

※ 当課から受給権者あてに送付する定期報告関係用紙と併せて、労災年金受給権者には「労災年金を受給されている方及びご家族の皆様へ」、特別遺族年金受給者には「特別遺族年金を受給されている方及びご家族の皆様へ」のリーフレットを同封している。

なお、国内の労災年金受給権者には、「労災年金受給者の方のための援護事業の紹介」のリーフレットを同封している。

また、東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)について、平成23年3月11日において被災地域(災害救助法の適用地域(東京都を除く。)) (別紙) に住所を有する受給権者には、「労災保険年金・特別遺族年金の定期報告書の提出期限延長のお知らせ」のリーフレットを同封している。

災害救助法適用地域一覧

平成23年3月24日現在

岩手県 (全域)	宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村、九戸郡野田村、九戸郡洋野町、盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、二戸市、八幡平市、奥州市、岩手郡雫石町、岩手郡葛巻町、岩手郡岩手町、岩手郡滝沢村、紫波郡紫波町、紫波郡矢巾町、和賀郡西和賀町、胆沢郡金ヶ崎町、西磐井郡平泉町、東磐井郡藤沢町、気仙郡住田町、九戸郡軽米町、九戸郡九戸村、二戸郡一戸町
宮城県 (全域)	仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、刈田郡蔵王町、柴田郡大河原町、柴田郡川崎町、亘理郡亘理町、亘理郡山元町、宮城郡松島町、宮城郡七ヶ浜町、宮城郡利府町、黒川郡大和町、黒川郡富谷町、黒川郡大衡村、遠田郡涌谷町、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町、刈田郡七ヶ宿町、柴田郡村田町、柴田郡柴田町、伊具郡丸森町、黒川郡大郷町、加美郡色麻町、加美郡加美町、遠田郡美里町
福島県 (全域)	福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、伊達郡国見町、伊達郡川俣町、安達郡大玉村、岩瀬郡鏡石町、岩瀬郡天栄村、耶麻郡磐梯町、耶麻郡猪苗代町、河沼郡会津坂下町、河沼郡湯川村、大沼郡会津美里町、西白河郡西郷村、西白河郡泉崎村、西白河郡中島村、西白河郡矢吹町、東白川郡棚倉町、東白川郡矢祭町、石川郡石川町、石川郡玉川村、石川郡平田村、石川郡浅川町、石川郡古殿町、田村郡三春町、田村郡小野町、双葉郡広野町、双葉郡楡葉町、双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡新地町、相馬郡飯館村、南会津郡下郷町、南会津郡南会津町、南会津郡檜枝岐村、南会津郡只見町、耶麻郡北塩原村、耶麻郡西会津町、河沼郡柳津町、大沼郡三島町、大沼郡金山町、大沼郡昭和村、東白川郡塙町、東白川郡鮫川村
青森県 (一部)	八戸市、上北郡おいらせ町
茨城県 (一部)	水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡阿見町、那珂市、稲敷郡美浦村、稲敷郡河内町、筑西市、稲敷市、北相馬郡利根町
栃木県 (一部)	宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須烏山市、さくら市、那須塩原市、芳賀郡益子町、芳賀郡茂木町、芳賀郡市貝町、芳賀郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、那須郡那珂川町
千葉県 (一部)	旭市、香取市、山武市、山武郡九十九里町、千葉市美浜区、習志野市、我孫子市、浦安市

※東京都は除く

定期報告入力帳票（年金）の「照会状コード」及び「実行コード」の使用方法について

定期報告入力帳票（年金）を入力する場合の「②照会状コード」及び「③実行コード」の記入は、下表によること。

条 件	②照会状コード	③実行コード
1 「受付年月日」のみを登記する場合	空 欄	空 欄
2 「受付年月日」を登記するとともに、厚年等 情報を入力する場合	空 欄	1
3 「受付年月日」を登記した上で、「定期報告内 容照会状」の配信要求を行う場合	1	空 欄
4 「受付年月日」を登記するとともに、厚年等 情報を入力し、さらに「定期報告内容照会状」 の配信要求を行う場合	1	1

また、上記の処理は同時に行う必要がある（例えば、受付年月日のみ登記した後、同帳票で厚年等情報を入力することはできない。）ため、受付年月日のみ登記した後に厚年等情報を入力する場合には、一度受付処理を取り消し、再度上記の処理を行うか、あるいは「変更帳票」を用いて職権による入力を行うこと。

平成 23 年 5 月

労災年金を受給されている方とご家族の皆さまへ

受給条件に変更があった場合の手続きについて

労災年金を受給されているすべての皆さまに、受給条件に変更があった場合の手続きについてご案内します。このパンフレットをよくお読みの上、正しく受給していただくための手続きをお願いいたします。

1. 厚生年金などの受給関係に変更が生じた場合

- 労災年金と同じ理由で厚生年金や国民年金（基礎年金）を受給することになったとき、または受給していた厚生年金や国民年金を受けなくなったとき

（例）新たに障害厚生年金や遺族厚生年金を受給することになったとき

- 厚生年金や国民年金の年金額が変更になったとき

- 厚生年金や国民年金の種類が変更になったとき

（例）障害厚生年金→老齢厚生年金

なお、労災年金と同じ支給理由の厚生年金または国民年金と、その他の厚生年金または国民年金との選択の内容によっては、労災年金額が変更される場合がありますのでご注意ください。

（選択例1）

老齢厚生年金＋老齢基礎年金

↓（選択）

老齢厚生年金(1/2)＋遺族厚生年金(2/3)＋老齢基礎年金→労災年金額変更

（選択例2）

老齢厚生年金＋老齢基礎年金

↓（選択）

老齢厚生年金＋障害基礎年金→労災年金額変更

《必要な手続》

(1)提出書類	①「厚生年金保険等の受給関係変更届」(様式第 20 号) ②変更する内容が確認できる書類 イ 国民年金・厚生年金保険年金証書 厚生年金保険裁定通知書 国民年金裁定通知書 ロ 年金失権通知書 ハ 国民年金・厚生年金保険年金改定通知書 ニ その他年金額の変更を通知する書類
(2)提出先	労災年金の支給決定を行った労働基準監督署
(3)提出時期	変更後、速やかに
(4)留意事項	労災年金額が変更になった場合、お支払いした労災年金の一部を返していただくことや追加で給付を行うことがあります。

2. 住所・氏名・金融機関(支店や口座番号も含む)に変更が生じた場合

《必要な手続》

(1)提出書類	①「年金たる保険給付の受給権者の住所・氏名、年金の払渡金融機関等変更届」(様式第 19 号) ②変更する内容が確認できる書類(住民票の写しや戸籍謄本など)
(2)提出先	労災年金の支給決定を行った労働基準監督署またはお近くの労働基準監督署
(3)提出時期	変更後、速やかに
(4)留意事項	氏名を変更した場合は、別途、労災年金の支給決定を行った労働基準監督署に年金証書の再交付申請書の提出が必要です。

3. 遺族(補償)年金の受給資格者が増加または減少した場合

[受給資格者の増加する例]

- 受給権者と別生計であった受給資格者が、受給権者と生計を同

じくしたとき

(例) 別に生活していた〇〇と一緒に生活するようになった場合

- 労働者の死亡当時、胎児であった子が出生したとき

[受給資格者の減少する例]

- 受給資格者が亡くなったとき
- 受給資格者が婚姻したとき

《必要な手続》

(1)提出書類	①「遺族（補償）年金額算定基礎変更届」（様式第22号） ②変更する内容が確認できる書類（住民票の写しなど）
(2)提出先	労災年金の支給決定を行った労働基準監督署
(3)提出時期	事実発生後、速やかに
(4)留意事項	労災年金額が変更になった場合、お支払いした労災年金の一部を返していただくことや追加で給付を行うことがあります。

4. 年金の受給権者が亡くなった場合

《必要な手続》

(1)提出書類	①「年金等受給権者死亡届」（年金申請様式第6号） ②内容が確認できる書類（死亡診断書など）
(2)提出先	労災年金の支給決定を行った労働基準監督署
(3)提出時期	受給権者が亡くなった後、速やかに
(4)留意事項	受給権者が死亡された後も誤って労災年金が支払われた場合、お支払いした年金を後日返していただくことがあります。 ※遺族（補償）年金を引き続き受給する受給資格者がいる場合 遺族（補償）年金の受給権者が死亡し、他に遺族（補償）年金を受給する資格のある人がいる場合は、別途「遺族（補償）年金転給等請求書」の提出が必要となります。

5. 「定期報告書」の提出（年1回）

定期報告書は、次の事項を確認するため、年金受給権者の皆さまに用紙を送付しています。

- ①受給権が消滅していないか
- ②厚生年金などの受給関係が変更されていないか
- ③住所、氏名などが変更されていないか など

《必要な手続》

(1)提出書類	① 厚生労働省から毎年1回お送りする定期報告書 ②必要な添付書類（住民票の写しや戸籍謄本・抄本など）
(2)提出先	労災年金の支給決定を行った労働基準監督署
(3)提出時期	誕生月に応じて決められた提出月（6月、10月）の末日まで （提出月が6月となる方） 誕生月が1月～6月までの受給権者 〔遺族（補償）年金の受給権者は、死亡労働者の誕生月が1月～6月までの人〕 （提出月が10月となる方） 誕生月が7月～12月までの受給権者〔遺族（補償）年金の受給権者は、死亡労働者の誕生月が7月～12月までの人〕
(4)留意事項	添付書類は定期報告書の提出月に作成されたものが必要です。

各種「届出用紙」は、年金の支給決定を行った労働基準監督署
またはお近くの労働基準監督署で入手できます。



厚生労働省労働基準局労災補償部
労災保険業務課 年金班

平成 23 年 5 月

特別遺族年金を受給されている方とそのご家族の皆さまへ**受給条件に変更があった場合の手続きについて**

石綿健康被害救済法に基づく特別遺族年金を受給されているすべての皆さまに、受給条件に変更があった場合の手続きについてご案内します。このパンフレットをよくお読みの上、正しく受給していただくための手続きをお願いいたします。

1. 住所・氏名・金融機関（支店や口座番号も含む）に変更が生じた場合**《必要な手続》**

(1)提出書類	①「特別遺族年金の受給権者の住所・氏名、特別遺族年金の払渡金融機関等変更届」（様式第4号） ②変更する内容が確認できる書類（住民票の写しや戸籍謄本など）
(2)提出先	特別遺族年金の支給決定を行った労働基準監督署またはお近くの労働基準監督署
(3)提出時期	変更後、速やかに
(4)留意事項	氏名を変更した場合は、別途、特別遺族年金の支給決定を行った労働基準監督署に年金証書の再交付申請書の提出が必要です。

2. 特別遺族年金の受給資格者が増加または減少した場合

[受給資格者の増加する例]

- 受給権者と別生計であった受給資格者が、受給権者と生計を同じくしたとき

(例) 別に生活していた〇〇が一緒に生活するようになった場合

[受給資格者の減少する例]

- 受給資格者が亡くなったとき
- 受給資格者が婚姻したとき

《必要な手続》

(1)提出書類	①「特別遺族年金額算定基礎変更届」(様式第6号) ②変更する内容が確認できる書類(住民票の写しなど)
(2)提出先	特別遺族年金の支給決定を行った労働基準監督署
(3)提出時期	事実発生後、速やかに
(4)留意事項	特別遺族年金額が変更になった場合、お支払いした特別遺族年金の一部を返していただくことや追加で給付を行うことがあります。

3. 年金の受給権者が亡くなった場合

《必要な手続》

(1)提出書類	①「特別遺族年金受給権者死亡届」(様式第6号の2) ②内容が確認できる書類(死亡診断書など)
(2)提出先	特別遺族年金の支給決定を行った労働基準監督署
(3)提出時期	受給権者が亡くなった後、速やかに
(4)留意事項	受給権者が死亡された後も誤って特別遺族年金が支払われた場合、お支払いした年金を後日返していただくことがあります。 ※特別遺族年金を引き続き受給する受給資格者がいる場合 特別遺族年金の受給権者が死亡し、他に特別遺族年金を受給する資格のある人がいる場合は、別途「特別遺族年金転給等請求書」の提出が必要となります。

4. 「定期報告書」の提出（年1回）

定期報告書は、次の事項を確認するため、年金受給権者の皆さまに用紙を送付しています。

- ①受給権が消滅していないか
- ②住所、氏名などが変更されていないか など

《必要な手続》

(1)提出書類	① 厚生労働省から毎年1回お送りする定期報告書 ②必要な添付書類（住民票の写しや戸籍謄本・抄本など）
(2)提出先	特別遺族年金の支給決定を行った労働基準監督署
(3)提出時期	誕生月に応じて決められた提出月（6月、10月）の末日まで （提出月が6月となる方） 死亡労働者の誕生月が1月～6月までの方 （提出月が10月となる方） 死亡労働者の誕生月が7月～12月までの方
(4)留意事項	添付書類は定期報告書の提出月に作成されたものが必要です。

特別遺族年金についてのご相談は労働基準監督署でお受けしています。

また、各種「届出の用紙」は、年金の支給決定を行った労働基準監督署またはお近くの労働基準監督署で入手できます。



厚生労働省労働基準局労災補償部
労災保険業務課 年金班

労災年金受給者の方のための援護事業の紹介

厚生労働省では、労災年金受給者の皆様の援護を図るため、次の事業を外部委託により実施しています。

労災ケアサポート事業

○ 訪問による支援

外出が困難な重度の障害を持つ労災年金受給者の方のうち、傷病又は障害等級が第1級～第3級の65歳未満の方を主たる対象者として、看護師（労災ケアサポーター）がご自宅を訪問して、受給者の方の障害の状態に応じた在宅介護の方法、介護機器の選定と使用方法などについての相談・支援を行っています。

また、医師による健康管理指導が必要と思われる受給者の方には、医師による健康面の指導も行っています。

○ 労災ホームヘルプサービスの実施

傷病又は障害等級が第1級～第3級で、ご自宅で常時または随時の介護が必要な労災年金受給者の方で、ご家族以外の介護サービスを希望される方に、労災ホームヘルパーを紹介し、介護サービスを提供しています。

労災特別介護援護事業

厚生労働省では、ケアプラザ（労災特別介護施設）を全国8カ所に設置し、傷病（補償）年金又は障害（補償）年金受給者の方のうち、原則、傷病又は障害等級の第1級～第3級に該当する60歳以上の方で、日常生活の諸事情から家庭における介護が困難となる方に対して、労災特有の傷病・障害に応じた専門的な施設介護サービスを提供しています。

【ご注意】

全国47か所に設置していた労災ケアサポートセンターは、平成23年度、裏面に記載されている7か所のセンターに集中化されます。上記の「訪問による支援」等についてのお問い合わせは、お住まいの地域を担当するセンターで受け付けますので、どうぞご利用ください。

問合せ先

〒177-0044 東京都練馬区上石神井4-8-4

厚生労働省労働基準局労災補償部労災保険業務課

TEL 03 (3920) 3311 内線335、336

※ 平成23年度の上記事業を受託した事業者は（財）労災サポートセンターで、連絡先は裏面に記載してあります。

○平成23年度受託者

受託者名	所在地	電話番号
財団法人 労災サポートセンター	〒102-0073 東京都千代田区九段北4-1-3 飛来九段北ビル10階	TEL 03-6834-2510 FAX 03-6834-2530

○労災年金支援センター

労災年金支援センター名	所在地・電話番号	担当区域
北海道労災年金支援センター	〒060-0003 北海道札幌市中央区南3条西3-17-47 NORITビル5階 TEL 011-241-8083 FAX 011-241-8084	北海道
東北労災年金支援センター	〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-5-3 佐新ビル4階 TEL 022-265-7667 FAX 022-265-7669	青森県、岩手県、宮城県 秋田県、山形県、福島県
関東労災年金支援センター	〒162-0824 東京都新宿区千代田戸8-11 三井ビル新館5階 TEL 03-3532-7977 FAX 03-3532-7913	栃木県、群馬県、埼玉県 千葉県、東京都、神奈川県 茨城県、栃木県、群馬県 埼玉県、千葉県、東京都 神奈川県、静岡県、愛知県 三重県
中部労災年金支援センター	〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦2-2-13 名古屋センタービル本館7階 TEL 052-205-7211 FAX 052-205-7212	富山県、石川県、福井県 岐阜県、静岡県、愛知県 三重県
近畿労災年金支援センター	〒640-0501 大阪府大阪市中央区大手前1-7-33 三井ビル7階 TEL 06-4700-7611 FAX 06-4700-7622	滋賀県、京都府、大阪府 兵庫県、奈良県、和歌山県
中国・四国労災年金支援センター	〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀8-10 第6東洋ビル4階 TEL 082-223-3286 FAX 082-221-1169	鳥取県、島根県、岡山県 広島県、山口県、徳島県 香川県、愛媛県、高知県
九州労災年金支援センター	〒812-0093 福岡県福岡市博多区博多駅前2-10-13 三井ビル3階302号 TEL 092-492-7666 FAX 092-492-5609	福岡県、佐賀県、長崎県 熊本県、大分県、宮崎県 鹿児島県、沖縄県

○ケアプラザ（労災特別介護施設）

ケアプラザ名	所在地	電話番号
ケアプラザ青森	〒060-0829 北海道青森市中央区中央8-1-1	TEL 010-26-25-0001 FAX 010-26-22-0470
ケアプラザ富谷	〒981-3332 宮城県黒川郡富谷町明石台4-8-1	TEL 022-772-3311 FAX 022-772-3312
ケアプラザ四国	〒284-0087 徳島県四国市中央台5-10	TEL 043-483-0120 FAX 043-483-0431
ケアプラザ瀬戸	〒489-0989 愛知県瀬戸市山手町294-5	TEL 0561-85-5400 FAX 0561-85-4431
ケアプラザ堺	〒590-0137 大阪府堺市南区洪山台5-2-1	TEL 072-291-7989 FAX 072-291-1991
ケアプラザ呉	〒737-0923 広島県呉市神山2-1-15	TEL 0823-34-5577 FAX 0823-30-1888
ケアプラザ新居	〒792-0895 愛媛県新居浜市御島1-3-12	TEL 0897-67-0122 FAX 0897-67-1155
ケアプラザ宇土	〒869-0407 熊本県宇土市松原町243	TEL 0964-23-2211 FAX 0964-23-2214